

令和5年 第2回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和5年 2月 17日（金）

午前 10：00～11：00

開催場所：鳥羽市役所西庁舎 3階 中央公民館

議 事

1.開 会

2.挨拶

3.議事録署名人の指名（議事録署名人の指名 田畑委員・佐々木委員）

4.議 事

第1号議案

農地法第4条の規定による許可申請書の承認について

5.報告事項

農業委員会委員等研修会の開催について

6.そ の 他

7.閉 会

※出席委員 10 名

田畑 裕美 佐々木 修 齋藤 又五郎 成瀬 きぬ代

竹内 和雄 木田 三男 下村 一登

山本 隆 小池 日出美 上村 達男

※欠席委員 1 名

河邑 源一郎

※農地利用最適化推進委員 1 名

上村 昌芳

※欠席推進委員 4 名

中村 益己 小林 安太郎 樋尾 修 木下 智博

※事務局

局長 奥村 太郎 書記 田畑 良樹 事務員 松本 伊織

会計年度任用職員 寺尾 勝治 小久保 怜美

件名	第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	<p>(委員5) 現状は畑ではなく雑種地のようで問題ない土地だと思います。個人的には何も支障はないと思います。ただ一つ気になるのは、申請地と事業所が遠いということです。ここに歩いて車止めにくるのは難しいように思います。</p>
委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>(委員5) 4条申請でどういった場合許可できないのか。</p> <p>(事務局) 判断基準は転用に関する許可基準というものが書かれており、法令関係ルールに基づいた手続きが行われているか、事業計画に実現性が本当にあるのかというようなことを確認します。例えば資力及び信用で、工事費用の資金が確認できなければどのようにしていくのかというようになりますし、今回そういったところをしっかりと確認して整地することができると思います。ただその中で、通り道を調べたら本人の名義でなく鳥羽市名義の道でどのように通るのかとなったときに、契約管財係の普通財産として登録されているので、そういうことなら払下げを検討しようかということで、総務課のほうで話をつないで調整をし、その事業の実現性があるのかを判断して、そこをうまくかみ合わなければ書いてあることとやること実現性がないとなります。</p> <p>(委員5) 委員として見て、この土地を転用したらダメとは言えないわけですね。</p> <p>(事務局) 一番大事なところは、周辺農地への影響の有無です。例えば転用することによって隣接の畑や田、あるいはここから低い場所の田や畑の営農に支障が出るような事業計画であれば、その対応はどうしたことかというようなことを審議したいです。</p> <p>(委員5) 申請地の右隣に太陽光パネルが設置されていて県道もありましたよね。県道から個人の土地に行くのにどれぐらいの幅がありますか。</p> <p>(事務局) 1～2mぐらいの幅です。県の土地のところから太陽光パネルのフェンスが建っているところに小さな赤い杭あり、その間で、縦長で割と狭いスペースです。</p> <p>(委員1) 隣に太陽光パネル設置されていて、勾配も下がっていて車が止められないとなるとどこかから残土・盛土を持ってこないといけませんが、どこから持ってくるというような計画はわかっているのですか。農林係と環境課や、下の農地の方にしても太陽光の方にしてもそういった協議はされているのか。市内で出た土を盛るのなら何も問題ないが、県外の土をどんどん盛られ最終的には水が汚染されるというような問題が当然出てくると思う。盛土の土はどこから持ってくるのかそういった詳細は把握しといた方がいいと思う。</p> <p>(会長) 昨年から、県外から運ばれてくる産廃の入っているような問題の土をなぜ伊勢志摩に持ってくるのかということで、農業委員会の会議の時に話をしました。町内会の総会でも、その土を持ってくる業者に色々反対していて、これからの的矢湾の水質問題になってくるから絶対反対だというようなことを言っているかたがいました。結局、住民でも一部の人が反対しているということ。申請者は大工さんで、体が不自由で畑仕事ができないということで、自分のところの財産を売ったり、貸したりしています。私も考えたのですが、申請地は介護施設の近くでその駐車場にすると聞き、道沿いのところに作るのかと思いました。その事業所の裏に作っていない畑があります。そこと交渉したらもっとスムーズかなと思いました。ただ、懸念されている県道から下がっていて土を入れるかどうかは、実際に私らはそこまで考えていなかったのですが、県外の土を入れることはおそらくないと思う。この申請が出た時点で土をどうするか聞いてもらった方がいいかもしれませんね。</p>

	<p>(事務局) 舗装しない状態の事業計画になっています。土もどう入れるかというのは、この申請書の内容には、委員1がおっしゃったようなレベルのものは想定していない。隣の事業計画エリアですが、そのレベルとあまりにも違うような駐車場にはしないと思います。転用申請が出ている道路から入って左側は、その土をならして斜めにしていこうという事業計画になっていました。ただそこに本当に土を入れないのかというところまで確認していないです。そこに関しては申請者と整地の仕方や、土をどれだけ入るのかについて確認しようと思います。</p>
議事結果	承認 (賛成多数)

件名	報告事項 農業委員会委員等研修会の開催について
補足説明	(事務局) 3月22日に鳥羽市商工会議所カモメホールで開催されます。

件名	その他 農業委員の欠員補充について
補足説明	(事務局) 3月1日号の広報とばに農業委員・農地利用最適化推進委員の募集という記事を、農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名以内という内容で掲載する予定です。申込期限は3月15日までで募集のほうを進めていこうと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>(委員9) 欠員の補充することはわかったのですが、前任者の担当地区以外の候補者しかいなかったらどうするのですか。</p> <p>(事務局) 担当地区に関しては、一度全体を見直す可能性があります。現時点の担当地区プラス他の地区を見ていただくということもありますが、なるべくそうならないようにはしたいです。</p>